

Weekly Report

第285号
平成26年10月27日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

25事務年度における所得税の調査状況

◆59万件から8216億円の申告漏れ

国税庁によると、平成25事務年度(25年7月～26年6月)に実施された個人の所得税に対する調査は89万9千件行われ、うち59万件から8216億円の申告漏れ所得がありました。

申告漏れ所得に対する追徴税額は1020億円で、1件当たり91万円の申告漏れに対して11万円を追徴しています。

なお、実施された調査の9割以上は、文書や電話、来署依頼による簡易な接触(83万7千件)ですが、申告漏れ所得金額の5割以上(4137億円)は実施調査(6万11千件)により把握されています。

◆海外、ネット取引など、申告における注意点

無申告者や海外取引、ネット取引などの調査が積極的に行われていますので、申告漏れ等がないように十分注意しましょう。

【海外取引】海外にある不動産や株式等を売却して生じた所得は原則、日本で申告する必要があります。また、5千万円超の国外財産を保有している場合は、財産の種類や価額等を記載した国外財

産調書の提出が義務付けられています。

【ネット取引】給与所得者がネットオークションやアフィリエイトなどで20万円を超える利益を得た場合は、雑所得として確定申告が必要です。

【金地金等の譲渡】金や白金の売却で得た所得の申告漏れが増加していますが、200万円超の取引は取扱業者から税務署に支払調書が提出されています。

【ゴルフ会員権の譲渡】今年度税制改正により、今年4月以降に売却した場合の損失は、他の所得との損益通算ができなくなりました。

年の途中で扶養親族の異動があつた場合は

年末調整は、「扶養控除等(異動)申告書」などに基づいて行われます。

年の途中で控除対象扶養親族の数などに異動があつた場合には、異動申告を行うことになっていますが、*控除対象となっている扶養親族が就職や結婚などにより対象外となった、*結婚したことにより控除対象となる配偶者を有することとなった、*離婚などで寡婦に該当することとなったなど、異動申告を提出していない場合がありますので、確認しましょう。

なお、控除対象の配偶者や扶養親族が亡くなった場合、その亡くなった年については控除を受けることができます。

自動車等の通勤手当に係る改正に伴う対応

今月20日に自動車や自転車などの交通用具を使用して通勤する給与所得者に支払われる通勤手当の非課税限度額を引上げる改正が施行され、26年4月以降に支払われる通勤手当に遡って適用されることになりました。

すでに支払われた通勤手当のうち、改正前の非課税限度額により課税扱いとしていた部分がある場合は、源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」と記載して総支給金額から差し引き、年末調整で精算することになります。